

一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年3月31日
2. 目的 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立及び雇用環境の整備により、職員全員が働きやすい職場環境を作ることを目指す。

【目標1】

男性の育児休業取得を促進するために措置の実施

目標期間中に、男性職員1人以上が育児休業を取得できるようにする。

併せて子供の出生時に男性職員が取得できる休暇の周知を図る。

(対策)

実施時期 令和3年1月～

- ①研修等を利用して、指導職以上に対しての啓発活動を実施する。
- ②社内掲示物等を利用し、職員への周知を行う。

【目標2】

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目標期間中に、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間7日以上とする。

(対策)

実施時期 令和3年1月～

- ①有給休暇の取得状況を集計し、把握する。
- ②年間有給付与日数10日以上の職員に対して、啓発活動を実施する。